

日医発第 534 号(保 124)  
平成 20 年 8 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成20年7月31日付保医発第0731001号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知があり、平成20年8月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(平20. 7. 31 保医発第0731001号厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)



保医発第0731001号  
平成20年7月31日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年8月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

#### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(13)から(25)までを(14)から(26)までとし、(12)の次に次のように加える。

#### (13) TRACP-5b 定量

ア TRACP-5b 定量は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定に準じて算定する。

イ TRACP-5b 定量は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。

本検査を「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定、「13」のオステオカルシン精密測定、「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。

なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D008 内分泌学的検査 (1)~(12) (略) <u>(13) TRACP-5b定量</u></p> <p><u>ア TRACP-5b定量は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ TRACP-5b定量は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>本検査を「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定、「13」のオステオカルシン精密測定、「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。</u></p> <p><u>なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</u></p> <p><u>(14)~(15) (略)</u></p>	<p>D008 内分泌学的検査 (1)~(12) (略)</p> <p>(13)~(15) (略)</p>

## ■ 新たに保険適用が認められた検査

平成20年7月31日 保医発第0731001号（平成20年8月1日適用）

<p>TRACP-5b定量 （定量的酵素免疫測定（EIA）法）</p>	<p>D008 内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定に準じて算定する。</p>	<p>160点</p>
<p>平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」の（13）から（25）までを（14）から（26）までとし、（12）の次に右のように加える。</p>	<p>D008 内分泌学的検査 （13）TRACP-5b定量 ア TRACP-5b定量は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定に準じて算定する。 イ TRACP-5b定量は、代謝性骨疾患及び骨転移（代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る）の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。 本検査を「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定、「13」のオステオカルシン精密測定、「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。 なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>	

（日本医師会保険医療課）